

令和6年度 筑西市立嘉田生崎小学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

1 目的

児童の尊厳を保持するため、いじめ防止等（防止、早期発見、対処）のための対策に関し、その基本事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

3 いじめ防止等の基本理念

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

II いじめ防止及び対策のための取組

1 いじめの対応

- (1) 「嘉田生崎小学校いじめ防止基本方針」の策定

いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、国・県・市の基本方針を参酌して、「嘉田生崎小学校いじめ防止基本方針」を策定し、年度ごとに見直しをする。

- (2) いじめ防止及びその対策のための年間計画の作成

いじめの防止及び対策を効果的に行うため年間計画を作成し、(3)の組織のもとで計画的な運営を図る。

- (3) いじめの防止及びその対策のための組織の設置

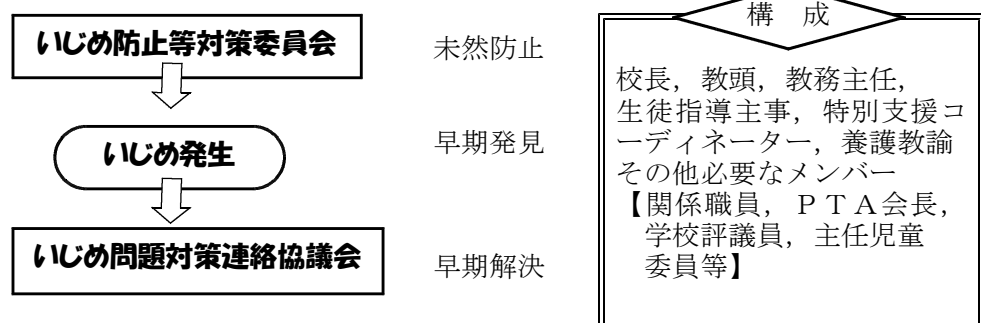
いじめの防止及び対策を効果的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、養護教諭、その他必要なメンバー（下のイについては、関係職員、PTA会長、学校評議員、主任児童委員等）により構成する組織を設置する。

ア いじめ防止等対策委員会

※ 学期1回の開催を原則とする外、必要に応じて適宜開催する。

イ いじめ問題対策連絡協議会

※ 必要に応じて適宜開催する。



2 いじめの防止等に関する措置

- (1) 未然防止

ア 未然防止の基本方針

- ① いじめが起きにくい学校風土、学級風土づくり（心の居場所のある学校、学級）に努める。
- ② 全ての教育活動を通じて、児童の自尊感情や自己肯定感を育てる。

イ 未然防止のための取組の充実

- ① 授業，学級活動
 - ・児童の自己指導能力を高め，社会性を育む。
 - ・児童が協力して行う活動を計画的に取り入れ，いじめの起こりにくい学級的环境をつくる。
- ② 児童会活動，学校行事
 - ・児童が活躍したり，認められたりする場を設定し，自己有用感を高める。
 - ・体験活動やボランティア活動等を通じて，児童の規範意識を高める。
- ③ 教育相談と個別面談
 - ・児童と接する機会を多くもち，児童が教職員と相談しやすい関係を構築する。
 - ・教育相談や個別面談において，いじめの被害を受けていないか等を確認する。
 - ・必要に応じて，心の教室相談員やスクールカウンセラーを活用する。
- ④ 情報モラル教育
 - ・児童がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう，発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

(2) 早期発見のための取組

ア アンケート調査及びいじめ早期発見のためのチェックシート
いじめに関するアンケート調査を定期的（月1回実施）に行い，いじめの早期発見に努める。また，早期発見のためのチェックシートを活用し，学級の実態を把握する。

イ 保護者との連携

保護者との連携を強化し，学校へ気軽に相談できる関係づくりに努める。

ウ 相談窓口の周知

学校だけではなく，複数の相談窓口があることを児童や保護者へ周知する。

(3) 早期解決に向けた取組

ア 被害者の保護

いじめの行為を確認した場合は，被害者を守り通すことを第一とする。また，被害者の保護者へ速やかに連絡を取り，状況の説明を行うとともに家庭での心のケアや見守りを依頼する等，協力して対応する。

イ 実態の把握

被害者，加害者及び周辺の児童から十分に話を聞き，いじめの事実を確認する。また，アンケートや個人面談等を実施し，速やかに実態把握を行う。

学校だけでは解決が困難な場合，事案に応じた関係機関等と連携し，解消に向けた対応を図るとともに，把握した事実を教育委員会に報告する。

ウ 加害者への対応

加害者に対しては，いじめをやめさせ，毅然とした姿勢で指導する一方，しっかりと寄り添い，いじめを繰り返さないよう指導・支援する。

また，加害者の保護者へ速やかに連絡を取り，状況の説明を行うとともに被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等，協力して対応する。

エ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

児童がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合，被害の拡大を避けるため，削除させる等の指導を速やかに行う。（必要に応じてプロバイダ，法務局等との協力）

(4) いじめの解消

いじめを認知し対応した日から3か月間，被害が認められず，被害児童が心身の苦痛を感じていない状態をもっていじめの解消とする。

3 関係機関等との連携

(1) 保護者

児童の状況を的確に把握するため，日頃から保護者と連絡を取り合う。いじめが起こった場合，被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し，三者が連携して適切な対応を行う。

(2) 地域

校外における児童の状況を的確に把握するため，日頃から民生委員・児童委員，地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合，必要に応じて，協力を得ながら対応する。

(3) 関係諸機関

学校だけの対応では，困難である場合は，速やかに以下の関係諸機関との連携を図る。なお，被害者の生命が脅かされている場合は直ちに警察に通報する。

○市教育委員会	○市家庭児童相談員	○民生委員・主任児童委員
○市要保護児童対策地域協議会	○筑西児童相談所	○筑西警察署

- (4) 諸団体等
塾や社会教育関係団体等，学校以外の場で起きたいじめの連絡を受けた場合は，当該団体等の責任者と連携して対応する。

4 教職員の研修

- (1) いじめの未然防止，早期発見，早期解消等に向けた実践的研修を行う。
(2) 事例研修を通して，いじめの具体的な対応方法の共通理解を深める。(一人で抱え込まずに組織で対応)
(3) インターネットを通じて行われるいじめに対応するため，絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い，教職員全体の徹底した情報モラルへの理解を深める。

III 重大事態への対処

1 重大事態の意味

法第28条第1項第1号の「生命，心身又は財産に重大な被害」については，被害児童の状況に着目して判断する。

- | |
|--|
| ① いじめにより児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 |
| ② いじめにより相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 |

例えば，

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめを理由に年間30日以上欠席した場合【同法第28条第1項第2号】
(ただし児童の状況等を十分把握して判断すること)

2 重大事態の調査及び対応

- (1) 学校は，重大事態と思われる事案が発生した場合には，「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(H29.3)に基づき直ちに教育委員会に報告し，教育委員会の指導により適切に対処する。

- | | |
|-------------|--------------|
| ・いじめが行われた期間 | ・加害者と被害者の氏名 |
| ・いじめの態様 | ・いじめを生んだ背景事情 |
| ・児童の人間関係 | ・学校や教職員の対応等 |

- (2) 事実関係を明確にするための調査(質問票，聴き取り調査)を実施する。
(3) 問題対策連絡協議会を開催する。
(4) いじめを受けた児童及び保護者に対する調査結果の情報提供を行う。
(5) 市教育委員会と連絡を取り合って対応する。
(6) 必要に応じて次の対策を講じる。
 - ・所轄警察署との連携
 - ・懲戒，出席停止制度の運用
 - ・スクールカウンセラーの活用
 - ・地域との連携による見守り体制の強化

3 調査結果の提供や報告

いじめを受けた児童及びその保護者に対して，調査によって明らかになった事実関係について説明する。これらの情報の提供にあたっては，他の児童のプライバシーに配慮するなど，関係者の個人情報の十分配慮し，適切に提供する。

IV いじめ防止等基本方針及びいじめ防止対策委員会の見直し

いじめ防止に対するより実効性の高い取組を実施するため，基本方針の内容及び対策委員会の組織・運営等について随時見直しを図る。

平成26年7月 1日策定
平成29年3月31日改定
令和元年9月 2日改定
令和4年3月29日改定
令和5年4月 6日改定